

第8期獨協大学公的研究費適正運用計画

(2024年度から2025年度まで)

統括管理責任者：総合企画部長

「研究資金等の運営及び管理に関するガイドライン（2022年4月1日改正）」（以下「ガイドライン」という。）第4条第3項に基づき、次のとおり第8期獨協大学公的研究費適正運用計画を策定します。

1. 本学内の責任体系の明確化

本学が、本学以外の機関又は個人から交付を受けた研究のための資金（以下「研究資金等」という。）の運営及び管理を適正に行うために、学内の運営及び管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在及び範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知し公表します。

1-1 競争的研究費等の運営及び管理に関わる責任体系の明確化

(1) 本学全体を統括し、研究資金等の運営及び管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を「学長」と定め、本学ホームページで公開します。

学長は以下を実施します。

- 不正防止対策の基本方針であるガイドラインを策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、総合企画部長及び学部長が責任を持って研究資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。
- 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、部局長会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について部局長と議論を深めます。
- オールインキャンパスの特性を生かし、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図ります。
- 研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各学部長から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行います。

(2) 最高管理責任者を補佐し、研究資金等の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を「総合企画部長」と定め、本学ホームページで公開します。

総合企画部長は、以下を実施します。

- 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として基本方針であるガイドラインに基づき、大学全体の具体的な対策である「獨協大学公的研究費の不正使用防止計画」を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を学長に報告します。
- コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組をします。
- 研究資金等の運営及び管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定及び実施します。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画は、対象、時間及び回数、実施時期、内容等を具体的に示します。

(3) 各学部所属教員の研究資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を「学部長」と定め、本学ホームページで公開します。

学部長は、総合企画部長の指示の下、以下を実施します。

- 自学部教員が、適切に研究資金等の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。
(以下については、不正防止計画推進部署が、大学全体で代行実施します。)
- 自学部教員に対し不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を総合企画部長に報告します。
- 不正防止を図るため、自学部内の研究資金等の運営及び管理に関わる全ての教員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。
- 自学部において、定期的に啓発活動を実施します。

1-2 監事に求められる役割の明確化

獨協学園常任監事は、本学の研究資金等の運営及び管理についても重要な監査対象として確認し、学園理事会において定期的に意見を述べる事が求められます。

監事は、以下を実施します。

- 不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べます。
- 学部長が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べます。

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

2-1 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

- (1) 学部長は、総合企画部長が策定する実施計画に基づき、研究資金等の運営及び管理に関わる全ての自学部教員を対象としたコンプライアンス教育を実施します。（不正防止計画推進部署が代行します。）
- (2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限及び責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行います。
- (3) 研究資金等申請予定者に対し、一定の期間を定めて定期的に受講していただき、「受講届」によって対象者の受講状況及び理解度について把握します。
- (4) これらの内容を遵守する義務があることを理解していただき、意識の浸透を図るために、研究資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、受講後に「誓約書」の提出を求めます。
- (5) 学部長は、総合企画部長が策定する実施計画に基づき、研究資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施します。（不正防止計画推進部署が代行します。）
- (6) 研究資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対する「獨協大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を策定しています。

2-2 ルールの明確化及び統一化

- (1) 研究資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」を本学のルールとして明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行います。
- (2) 大学としてルールの統一を図ります。また、「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」の解釈についても部局等間で統一的運用を図ります。
- (3) 「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」は、学内ポータルサイトに掲載し、研究資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知しています。
- (4) 研究資金等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底します。

2-3 職務権限の明確化

- (1) 研究資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、大学事務局内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有します。
- (2) 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めて

います。

- (3) 各段階の関係者の職務権限を明確化します。
- (4) 職務権限に応じた明確な決裁手続を定めています。

2-4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 学内外からの告発等（学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を「総務部総務課」に設置しています。
- (2) 不正に係る情報が、総務部総務課の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築しています。（「ガイドライン」第12条）
- (3) 「ガイドライン」第12条、第13条で、以下を定めています。
 - ア 告発等の取扱い
 - イ 調査委員会として公益通報委員会の設置及び調査
 - ウ 調査中における一時的執行停止
 - エ 認定（不正使用の相当額等についても認定します。）
 - オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- (4) 「ガイドライン」及び「獨協大学公益通報者の保護に関する規程」の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築しています。
- (5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した「獨協大学懲戒委員会規程」を定めています。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

3-1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

- (1) 大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署を「総合企画部総合企画課」としています。
- (2) 総合企画部総合企画課は、総合企画部長とともに大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動等の計画を含む。）を策定及び実施し、実施状況を確認します。
- (3) 総合企画部総合企画課は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換を行う機会を設けます。

3-2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

- (1) 総合企画部総合企画課は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、全体の状況を体系的に整理し評価します。
- (2) 学長が策定する不正防止対策の基本方針であるガイドラインに基づき、総合企画部長及び総合企画部総合企画課は、大学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、「獨協大学公的研究費の不正使用防止計画」を策定しています。一般的に想定されるリスクの

ほか、本学の実態に即した特有のリスクにも留意しています。

- (3) 「獨協大学公的研究費の不正使用防止計画」の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化と適正化を図ります。
- (4) 各学部は、不正根絶のために、総合企画部総合企画課と協力しつつ、主体的に「獨協大学公的研究費の不正使用防止計画」を実施します。

4. 研究費の適正な運営及び管理活動

- (1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認します。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じます。
- (2) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにします。
- (3) 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じます。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を大学として定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因と実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めています。
- (4) 発注及び検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築及び運営し、運用します。
- (5) ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、1件又は1組の価格が50万円(税込み)未満のものとしています。その際、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属することを「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」で説明しています。
- (6) また、物品等の現物を検収のために持参や提示ができない場合であっても、「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」で検収手続を明確に説明しています。
- (7) 特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発及び作成、機器の保守と点検など)に関する検収について、「獨協大学科学研究費助成事業利用ガイドブック」で実効性のある明確なルールを定めた上で運用しています。
- (8) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施します。
- (9) 換金性の高い物品については、適切に管理します。
- (10) 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握及び確認できる体制としています。

5. 情報発信及び共有化の推進

- (1) 研究資金等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を「教育研究支援センター教育研究推進課」に設置しています。
- (2) 研究資金等の不正への取組に関する本学の方針等を本学ホームページで公表しています。

6. 内部監査の実施

- (1) 研究資金等の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施します。
- (2) 公的研究費に係る内部監査の責任者である自己点検・評価室長は、学長指名です。内部監査部門は、学長の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化します。
- (3) 内部監査部門は、毎年6月に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施します。また、研究資金等の管理体制の不備の検証も行います。
- (4) 内部監査部門は、上記(3)に加え、総合企画部総合企画課との連携を強化し、本学の実態に即して不正を発生させる要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査としての特別監査を実施します。
- (5) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、総合企画部長及び学部長が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化と適正化を図るとともに、専門的な知識を有する本学教員を活用して内部監査の質の向上を図ります。
- (6) 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、本学における不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、研究資金等の運営及び管理の在り方等について定期的に意見交換を行います。
- (7) 本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正文部科学大臣決定）」第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力します。
- (8) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底します。

以上